

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 19 号)

目 次

教育委員会	
石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	1
石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則	1
石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	2

教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項の表室長の項の次に次のように加える。

総括担当課長	金沢城調査研究所	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。
--------	----------	---------------------------

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
第八条の二の表備考（中）「及び病理」を「生理及び病理」に改める。

第十一条第一項第三号八中「（一種免許状の授与を受けた者に限る。）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 学力に関する証明書

第十一条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

一 履歴書

第十三条第一項第六号を次のように改める。

六 学力に関する証明書

第十三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条各号を次のように改める。

一 前条第一項各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる書類（第六号に掲げる書類にあつては、国内の大学等において修得した場合に限る。）及び卒業（修了）証明書（国内の大学等において基礎資格を得た場合に限る。）

二 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者にあつては、免許状の写し

三 外国の学校を卒業（修了）した者にあつては、卒業（修了）証明書及び学業成績証明書

第十六条の二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

第十七条第一項に次の一言を加える。

九 氏名又は本籍地都道府県名に異動のあつた者にあつては、そのことを証する書類

第十七条第三項中「受けよつとすることとき」の下に「又は現に臨時免許状を有する者が当該臨時免許状の有効期間内に新たに教育職員検定を受けよつとすることとき」を加え、「第一項の各号」を「第一項各号」に改める。

第十八条第二号本を削り、同号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同号中くをホとし、トをくとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとする。

第二十条第一項第二号ロを削り、同号ハ中「及びその理由を証明するに足る書類(相当官公署の証明書)」を削り、同号ハを同号ロとする。

様式第八号を削り、様式第八号の二を様式第八号とする。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づき調製した用紙は、なお当分の間、所定の調整をして使用することが出来る。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

石 川 県 教 育 委 員 会

別表第2本庁の課長の共通的事項の表に次の1号を加える。

20 石川県福祉総合センター(昭和三十四年石川県設置条例第十七号)

(一) 第十四条第一項の規定による額の確定

別表第2本庁の課長の個別的事項の表庶務課長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。